

令和 5 年度 事業報告

I マラッカ・シンガポール海峡（以下「マ・シ海峡」という）における航行安全に係る国際的な資金協力事業

1 資金拠出関係業務

本会は、航行援助施設基金（ANF: Aids to Navigation Fund、以下「基金」という）に対して、一般社団法人日本船主協会、石油連盟、エネルギー関連団体等からのご協力いただいた資金を拠出してきている。

平成 21 年度から平成 25 年度までは各年度 50 万米ドルを、平成 26 年度は 30 万米ドルを、平成 27 年度から令和 4 年度は、基金積立額等を総合的に勘案し毎年 10 万米ドルの拠出を行ってきた。

（令和 5 年度）

基金に 10 万米ドルの拠出を行った。

2 基金委員会関係業務

沿岸 3 国が実施する航行援助施設の維持管理・更新に係る費用に充てるため、基金から支出される予算と決算、業務計画と進捗管理等を審議するために、マ・シ海峡「航行援助施設基金委員会」（以下、「基金委員会」という）が年 2 回開催される。

本会は、基金委員会に出席し、意見の具申・交換等を行うとともに必要な情報収集を行っている。また、本会から基金への拠出額を表明するとともに、本会が基金委員会から委託されている業務監査報告を行い改善点の勧告を行っている。

（令和 5 年度）

第 28 回基金委員会（令和 5 年 6 月 14 日～15 日、於：バリ島）に永松専務理事が出席し、令和 4 年分の航行援助施設維持管理業務監査報告を行うとともに、沿岸国の事業計画に対する意見表明等を行った。

第 29 回基金委員会（令和 5 年 11 月 16 日～17 日、於：スラバヤ）に永松専務理事が出席し、令和 5 年航行援助施設維持管理業務監査中間報告を行うとともに、沿岸国の事業計画に対する意見表明等を行ったほか、令和 5 年度分として基金への 10 万米ドルの拠出表明を行った。

3 基金委員会から受託した業務監査業務

本会は、長年にわたるマ・シ海峡における航行援助施設の維持管理の経験と能力を評価され、基金委員会から業務監査人として選定されている。

沿岸3国が基金の資金を利用して行う航行援助施設維持管理業務が、業務計画どおりに遂行されているか確認するため、本会職員を派遣して実際の現場での立会監査を行い、その履行状況チェック及び改善勧告等を業務監査報告書として纏め、年2回の基金委員会に提出している。

(令和5年度)

(1) 立会業務監査

令和5年分及び令和6年前半分(シンガポールのみ)の業務として沿岸3国が実施した航行援助施設維持管理業務(定期見回り及び点検作業)に対し、次の通り職員等を派遣し、監査業務を実施した。

- ① 令和5年7月7日～26日、インドネシア、28基の航行援助施設
- ② 令和5年7月31日～8月2日、シンガポール、3基の航行援助施設
- ③ 令和5年10月2日～11日、マレーシア、18基の航行援助施設
- ④ 令和5年11月13日～12月4日、インドネシア、28基の航行援助施設
- ⑤ 令和6年1月22日～24日、シンガポール、3基の航行援助施設

(2) 監査報告、改善勧告

第28回基金委員会に永松専務理事が出席し、令和4年分の航行援助施設維持管理業務監査報告を行い、了承された。

また、第29回基金委員会に永松専務理事が出席し、令和5年航行援助施設維持管理業務監査中間報告を行い、了承された。

II マ・シ海峡の航行安全及び海洋環境保全に係る国際的な技術協力事業

1 沿岸国の行う航行援助施設維持管理業務への技術協力業務

沿岸国海事当局がそれぞれ実施する航行援助施設維持管理業務に対し、本会は、上記I.3のとおり業務監査を行っているが、同時に沿岸国の要請を受けて航行援助施設点検時に現場での作業要領や機器の修理指導等の技術協力を行っている。

技術協力に関しては、インドネシア政府およびマレーシア政府からの強い要望により、業務監査を担う職員等に加え、民間会社の技術専門職員を委嘱して同行させ、技術移転に努めている。

(令和5年度)

上記I.3(1)の立会業務監査と並行して作業現場で指導、技術協力を行ったが、このうちマレーシア及びインドネシアについては、職員等に加え、民間会社の技術専門家を委嘱して同行の上、技術協力を行った。

2 マ・シ海峡の航行安全・海洋環境保全に係る国際会議関係業務

(1) 協力メカニズムの多国間国際会議

マ・シ海峡の航行安全・海洋環境保全に関する多国間の国際協力の場として、協力フォーラム、プロジェクト調整委員会、沿岸3国技術専門家会合が存在し、毎年、沿岸3国が交替で主催している。

(令和5年度)

協力メカニズムに関わる以下の国際会議（於：シンガポール）に永松専務理事が出席し、各種報告、関係国との意見・情報交換等を行った。

- ① 第14回協力フォーラム（令和5年7月31日～8月1日）
 - ・ 本会のマ・シ海峡への貢献について報告。
- ② 第46回沿岸3国海事技術専門家会合（TTEG）（令和5年8月2日～3日）
 - ・ オブザーバーとして参加し、各種情報収集を実施。
 - ・ 航行安全に関する諸提案について検討するため、再度、TTEGを開催することが決定され、本会はプロジェクト13に関する情報提供の要請を受諾。
- ③ 第14回プロジェクト調整委員会（令和5年8月4日）
 - ・ オブザーバーとして参加し、各種情報収集を実施。
- ④ 船舶の航路規制及び通報制度に関する業界ワークショップ（令和6年1月30日）
 - ・ 船舶の航路規制及び通報制度に関する諸提案について、意見を表明。
- ⑤ 再開第46回TTEG（令和6年1月31日）
 - ・ 上記④の諸提案を検討するワーキング・グループ（WG）をTTEGのもとに設置することが決定され、本会はWGへの協力を表明。

(2) 油濁防除回転基金委員会

昭和56年に本会与沿岸3国の間で取り交わされた了解覚書に基づき、マ・シ海峡における船舶事故による油流出時の回収等初期費用支弁援助のために設けられた基金の管理を行う油濁防除回転基金委員会（RFC: Revolving Fund Committee）が設置されている。毎年開催されるRFCには、メンバーである沿岸3国以外では本会に対してのみオブザーバーとしての参加要請が行われている。

(令和5年度)

第 42 回 RFC（令和 5 年 7 月 20 日、於：シンガポール）に永松専務理事がウェブ参加し、基金管理状況を確認するとともに、基金に係る事業について意見を述べた。

Ⅲ マ・シ海峡における航行安全に係る調査研究事業

1 マ・シ海峡における航行援助施設代替のための現地事前調査

マ・シ海峡の航行援助施設に関わる協力の一環として、国土交通省は、近い将来更新を要する航行援助施設代替のための「航行援助施設更新事前調査事業」を平成 20 年度から実施してきており、本会は、同調査に対する協力業務を実施してきている。

（令和 5 年度）

令和 6 年 1 月 27 日～2 月 6 日にインドネシア海域で実施された現地調査に職員等が同行し、インドネシア政府との調整、調査実施への協力を行った。

2 マ・シ海峡に係る人材育成事業

国土交通省は、マ・シ海峡に設置されている航行援助施設の運用に関し、沿岸国の維持管理能力の向上、最新の技術情報の理解、沿岸国相互理解と協力への貢献を図ることを目的として、平成 24 年以降、ポートクラン（マレーシア）で沿岸 3 国の実務レベル職員を対象とした「人材育成研修事業」を行っている。本会は、同事業に対する協力業務を実施してきている。

（令和 5 年度）

令和 6 年 2 月 27 日～3 月 8 日にポートクランで行われた「人材育成研修事業」に講師として職員を派遣し、現地での講義、受講者との意見交換会への出席等の協力を行った。

3 マ・シ海峡における水路測量事業

平成 27 年から開始された本会と沿岸 3 国によるマ・シ海峡の共同水路測量事業は、フェーズ 1 事業（平成 27 年度～平成 28 年度、緊急に測量が必要な 5 海域を対象）とフェーズ 2 事業（平成 28 年度～令和 5 年度、500Km に及ぶ分離通航帯（TSS: Traffic Separation Scheme）の水深 30m 以浅の部分を対象）に区分される。フェーズ 1 事業は成功裏に終了し、平成 28 年に電子海図の更新が行われた。平成 28 年度から開始されたフェーズ 2 事業は、当初計画では令和 2 年完了予定であったが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）世界的流行の影響により、2 年以上の測量中断を余

儀なくされた結果、8年以上の長期プロジェクトとなり、令和5年度に完了した。

マ・シ海峡の航行安全の向上という成果は広く ASEAN 各国の経済にも資することから、フェーズ2事業は、日・ASEAN 統合基金（JAIF: Japan-ASEAN Integration Fund）を活用して協力し、本会が実質的な調整・進捗管理を担った。

（令和5年度）

分離通行帯の北部マレーシア海域の測量は、新型コロナウイルス感染症拡大による中断をはさみ、令和4年7月に測量再開し、8月にすべての測量が完了したことを受け、取得した測量データをもとに令和5年7月にマ・シ海峡電子海図（MSS-ENC）第7版が刊行された。

マ・シ海峡の電子海図更新を始めとした水路測量事業の成果を公表・周知するための「ASEAN 水路測量ワークショップ」の開催準備のため、令和5年4月、シンガポールにおいて第3回臨時水路測量実行委員会を開催したほか、第28回基金委員会及び第14回協力フォーラムの機会をとらえて、関係者による調整等を行った。

これらの結果を踏まえ、令和5年9月13日、ジャカルタにおいて、「ASEAN 水路測量ワークショップ」を開催した。同ワークショップには、沿岸3国の海事・水路当局の幹部、ASEAN 日本政府代表部大使、国土交通省海事局次長、ASEAN 事務局、ASEAN 加盟国関係機関、本会理事長等関係者約120名が参加し、プロジェクトの成果の共有等、所期の目的を達成し成功裏に閉幕した。

これら業務の終了を受け、JAIF 事業完了に必要な手続きとして、事業開始から終了までの本事業全体を総括したプロジェクト完了報告書及びプロジェクト財務報告書を作成し、会計監査法人による監査を受けた上で、ASEAN 事務局に提出した。令和6年3月、これら報告書について ASEAN 事務局の承認があり、残余额を JAIF 口座に返納し、プロジェクトは完了した。また、プロジェクトの最終報告書を作成し、国内外の関係者に配布した。

マ・シ海峡における水路測量事業の収支状況

水路測量事業の総事業費は 968 万米ドルであり、平成 28 年度には総事業費の 70%相当額 (6,775,781.60 米ドル)、令和 2 年度には総事業費の 20%相当額 (1,935,937.60 米ドル) の送金があった。これらの資金は一旦、JAIF 米ドル口座に入金した。なお、残余额が生じる見込みであったため、総事業費の最後の 10%は受領しなかった。

当協議会は、水路測量事業のうち、事業管理（工程管理・資金管理）業務を担当しており、総事業費のうち的一定額が JAIF の規程に基づき、当協議会の事務経費（マ協管理事業費）として認められている。当協議会はこれを「JAIF 管理事業収益」として収益計上しているが、令和 5 年度の JAIF 管理事業収益は 4,765,007 円 (US\$31,558.43×150.99 円) である。

マ協管理事業費を除いた資金については、水路測量事業実施のために預かっている資金であることから、別管理を行っていた。この資金は、米ドルと円の口座に分けて管理を行っていた。水路測量事業の終結に必要な財務報告書類等を作成し、監査法人の監査等の JAIF の規程に基づく手続きを経た上で、令和 6 年 1 月 19 日、ASEAN 事務局に提出し、令和 6 年 3 月 6 日 ASEAN 事務局財務予算部の承認を得たため、令和 6 年 3 月 11 日残余额を指定の JAIF 口座へ返還し、令和 6 年 3 月 20 日領収書を受領した。

平成 28 年度から令和 5 年度までの収支の状況及び期末残高は以下のとおりであり、事業が完了したため、JAIF 米ドル口座及び JAIF 円口座を合わせた令和 5 年度期末残高は、0 円である。

JAIF 米ドル口座収支

(単位：US\$)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
収入								
JAIF からの入金	6,775,781.60	0	0	0	1,935,937.60	0	0	0
受取利息	3,745.42	2,900.19	2,150.41	763.03	246.79	231.86	224.99	97.82
JAIF 円口座からの振替	0	0	0	0	0	0	0	3,188.93
小計	6,779,527.02	2,900.19	2,150.41	763.03	1,936,184.39	231.86	224.99	3,286.75
支出								
JAIF 円口座へ振替	4,800,000.00	0	900,000.00	0	0	0	344,595.09	1,542,077.20
JAIF 事業費	55,136.70	23,901.00	61,315.00	18,723.00	0	0	4,500.00	64,599.13
マ協管理事業費	474,304.71	0	0	0	63,116.86	0	0	31,558.43
JAIF への返還	0	0	0	0	0	0	0	341,441.52
小計	5,329,441.41	23,901.00	961,315.00	18,723.00	63,116.86	0	349,095.09	1,979,676.28
期首残高	0	1,450,085.61	1,429,084.80	469,920.21	451,960.24	2,325,027.77	2,325,259.63	1,976,389.53
期末残高	1,450,085.61	1,429,084.80	469,920.21	451,960.24	2,325,027.77	2,325,259.63	1,976,389.53	0

※1 JAIF 事業費には、潮汐観測の実施業者への委託費、オブザーバーとして測量船に乗る沿岸三か国担当者の旅費、水路測量調査管理委員会の会議費等の海外で支払いが発生する費用が含まれる。

※2 マ協管理事業費は、当協議会の JAIF 管理事業収益に対応する。

※3 令和 4 年度末には、JAIF 米ドル口座から出金した現金 US\$1,324.00 の残高があったが、令和 5 年度に事業費として支出した。

JAIF 円口座収支

(単位：円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
収入								
JAIF 米ドル口座からの振替	550,752,000 (US\$4,800,000)	0	102,267,000 (US\$900,000)	0	0	0	47,020,000 (US\$344,595.09)	230,260,491 (US\$1,542,077.20)
受取利息	1,005	2,217	2,374	1,830	783	767	624	3
小計	550,753,005	2,217	102,269,374	1,830	783	767	47,020,624	230,260,494
支出								
JAIF 事業費	328,342,320	23,156	123,531,206	124,043,210	106,814	0	123,120,000	230,672,123
JAIF 米ドル口座へ振替	0	0	0	0	0	0	0	470,265 (US\$3,188.93)
期首残高	0	222,410,685	222,389,746	201,127,914	77,086,534	76,980,503	76,981,270	881,894
期末残高	222,410,685	222,389,746	201,127,914	77,086,534	76,980,503	76,981,270	881,894	0

※ JAIF 事業費には、水路測量作業の実施業者へ支払う委託費、測量船に乗る水路測量専門家の旅費及び水路測量調査管理委員会出席者の旅費等の国内で発生する費用が含まれる。

IV 理事会・評議員会の開催

1 理事会

令和5年度は、次の通り3回の理事会が開催された。

(1) 令和5年度第1回理事会 令和5年6月7日

開催場所 NS 虎ノ門ビル AP 虎ノ門会議室

決議事項 令和4年度事業報告及び決算報告、規程の改正

報告事項 代表理事及び業務執行理事の職務の執行状況、共同水路測量の進捗状況、その他

(2) 令和5年度第2回理事会 令和6年1月29日（書面表決）

開催方法 決議の省略の方法

決議事項 令和5年度第2回評議員会招集の件

(3) 令和5年度第3回理事会 令和6年3月15日

開催場所 海運ビル会議室

決議事項 令和6年度事業計画及び収支予算、事務所移転について、令和6年度第1回評議員会の招集

報告事項 代表理事及び業務執行理事の職務の執行状況、協力メカニズム関連会議等の結果概要、共同水路測量事業の完了

2 評議員会

令和5年度は、次の通り2回の評議員会が開催された。

(1) 令和5年度第1回評議員会 令和5年6月22日

開催場所 NS 虎ノ門ビル AP 虎ノ門会議室

決議事項 令和4年度事業報告及び決算報告、役員を選任

報告事項 規程の改正、共同水路測量の進捗状況、その他

(2) 令和5年度第2回評議員会 令和6年3月15日

開催場所 海運ビル会議室

決議事項 令和6年度事業計画及び収支予算、評議員の選任、定款の変更

報告事項 協力メカニズム関連会議等の結果概要、共同水路測量事業の完了、その他

なお、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項及び本会定款第11条第1項第2号に規定する「事業報告の附属明細書」に

については、「事業報告書の内容を補足する重要な事項」は存在しないので、作成していない。

(以上)